

厚真町貨物自動車運送事業者燃料価格高騰支援事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、コロナ禍における燃料費の高騰の影響を特に受けている町内貨物自動車運送事業者に対し、支援金を支給することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次に掲げる用語の意味は当該各号に定めるところによる。

- (1) あつまるカード 株式会社あつまスタンプ会が発行する厚真町内限定で使用できる電子マネー機能付きのICカードをいう。
- (2) 電子マネー あつまるカードに入金することができる電子マネーをいう。
- (3) 特定事業者 株式会社あつまスタンプ会に対し、支払われた電子マネーの換金を申し出ることができる事業者として登録された事業者をいう。
- (4) 指定事業者 株式会社あつまスタンプ会を指し、電子マネーの入金作業及び特定事業者から換金の申し出のあった電子マネーを換金する事業者をいう。

(支給対象者)

第3条 支援金の支給を受けることができる者（以下「支給対象者」という。）は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 貨物自動車運送事業法（平成元年法律第83号）第3条の一般貨物自動車運送事業又は同法第35条第1項の特定貨物自動車運送事業の許可を受けている、若しくは同法第36条第1項の貨物軽自動車運送事業の届出を行っていること。
- (2) 資本金の額又は出資の総額が3億円以下又は常時使用する従業員の数が300人以下の法人又は個人事業主であること。
- (3) 令和5年10月1日に町内に事業所を有し、今後も継続して町内で事業活動を行う意思を有すること。

(4) 町長が必要と判断した場合に、事情聴取、事業所への立入等の調査に応じること。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる者は支援金の支給対象としない。

- (1) 宗教上の組織又は団体若しくは政治団体
- (2) 厚真町暴力団の排除の推進に関する条例（平成24年条例第20号）第2条に規定する暴力団又は暴力団員
- (3) その他町長が適当でないと認める者
（対象車両）

第4条 支援金の支給対象となる車両（以下「対象車両」という。）は、次の各号に掲げる当該車両の自動車検査証の事項が、当該各号に掲げる要件を全て満たす車両とする。

- (1) 登録年月日 令和5年10月1日以前
- (2) 自動車の種別 普通自動車、小型自動車又は軽自動車
- (3) 用途 貨物又は特種
- (4) 自家用・事業用の別 事業用
- (5) 使用者の氏名又は名称 支給対象者と同一
- (6) 使用の本拠の位置 町内
- (7) 有効期間の満了する日 令和5年10月1日以降

2 前項の規定にかかわらず、塵茶車、被牽引車及び二輪自動車は助成対象車両とならない。

（支援金の額）

第5条 支援金の額は、次の各号に掲げる車両の台数に、当該各号に掲げる金額を乗じて得た総額とし、その額が50万円を超えるときは50万円とする。

- (1) 大型車両（車両総重量11トン以上又は最大積載量6.5トン以上の自動車検査証に記載されている自動車の種別が普通自動車（以下「普通自動車」という。）である車両） 1台あたり4万円
- (2) 中型車両（車両総重量5トン以上11トン未満又は最大積載量3トン以上6.5トン未満の大型車両以外の普通自動車である車両） 1台あたり

3万円

- (3) 小型・軽車両（大型車両及び中型車両以外の普通自動車、自動車検査証に記載されている自動車の種別が小型自動車である車両又は自動車検査証に記載されている自動車の種別が軽自動車である車両） 1台あたり1万円

（支給申請）

第6条 支給対象者は、厚真町貨物自動車運送事業者燃料価格高騰支援金支給申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、令和6年3月21日まで町長に提出しなければならない。

- (1) 申請する対象車両全ての自動車検査証の写し
- (2) 第3条第1項第1号の要件を満たしていることを確認できる書類
- (3) その他町長が必要と認める書類

2 本要綱に基づく支援金の支給申請は、1事業者につき1度限りとする。

（支給決定）

第7条 町長は、前条に規定する申請があったときは、速やかにその内容を審査した上で支給の可否を決定し、審査通知書（様式第2号）にて通知するものとする。

（支援金の支給）

第8条 町長は、前条の通知を受けた支給対象者に対して、支援金を支給する。

- 2 支援金の支給方法は、指定事業者が支給対象者の名義で作成されたあつまカードに電子マネーを入金し支給するものとする。
- 3 前項に規定する支給の期限は、令和6年3月29日までとする。

（電子マネーの有効期限）

第9条 本要綱に基づき支給する電子マネーの有効期間は、支給された日から6カ月間とする。

（支援金交付事務等の委託）

第10条 町長は、本要綱に基づき実施する支援金の支給及び特定事業者に対する換金に関する事務については、指定事業者に委託することができる。

(支給決定の取り消し)

第11条 町長は、支援金の支給決定を受けた者(以下「支援事業者」という。)が次の各号のいずれかに該当するときは、支援金の支給決定を、支給決定取消通知書(様式第3号)により取り消しを通知することができる。

- (1) 虚偽その他不正な手段により、支援金の支給決定を受けたとき
- (2) その他町長が不相当と認めたとき

(支援金の返還)

第12条 町長は、前条に基づき支給決定が取り消しとなったとき、支給した支援金(電子マネー)の全部の返還を請求するものとする。

2 前項に基づく返還の請求があった時点において、既に支給した支援金(電子マネー)を使用済みの場合は、相当額を請求するものとする。

3 第1項の規定による返還請求は厚真町貨物自動車運送事業者燃料価格高騰支援金返還請求書(様式第4号)により行うものとする。

(関係帳簿の整備等)

第13条 支援事業者は、支援金の支給申請に係る帳簿及び証拠書類等を整理しておかなければならない。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年3月31日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和5年6月30日から施行する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、令和6年3月31日に限り、その効力を失う。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和6年1月10日から施行する。